

報告第2号

県議会における条例の改正及び制定並びに規程等の制定等の結果について

県議会における条例の改正及び制定並びに規程等の制定等の結果について、次のとおり報告する。

令和8年3月 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

1 県が水道用水供給事業を開始するにあたり、その設置根拠や経営の基本、水道用水の供給に関し必要な事項等を定めるための条例を制定した。

○令和7年9月県議会で議決された主な条例

- ・千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例
- ・千葉県水道用水供給条例
- ・県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例

○令和8年2月県議会で議決された条例

- ・千葉県職員定数条例

2 その他の必要な例規については以下のとおりである。

○令和8年3月末までに制定又は改正を行う主な規程

- ・千葉県水道用水供給条例施行規程の制定
- ・千葉県企業局組織規程の改正
- ・千葉県企業局財務規程の改正